

理事長達第6号

平成31年1月9日

部 局 長
人事担当課長 様

理 事 長

教職員の服務規律の確保の徹底について

服務規律の確保の取り組みについては、これまでも繰り返し注意を喚起し、その趣旨の徹底を図ってきたところである。

この度、平成23年度から平成30年度までの間において、本学教授によるハラスメントに該当すると認められるさまざまな事実が確認されたところである。

これまでも再三に渡って服務規律の確保について通知してきたにも関わらず、今回のような件が発生したことについては、大学教職員として服務規律を順守するという自覚が、教職員一人ひとりに未だに浸透していないと言わざるを得ない。

本法人においては、就業規則の中で服務規律について別紙のとおり定めるところであるが、あらためて教職員一人ひとりに、服務規律の確保及び法令順守の徹底に万全を期すよう、所属内での周知徹底を行っていただきたい。

服務規律に反するような事実が認められた場合は、本法人に対する社会の信頼を損ない、当該教職員に対しては厳正に処分されることになるということを、今一度、教職員一人ひとりに対して再度認識させていただきたい。

また、管理監督の立場にある教職員については、その責任の重大さを十分自覚し、あらためて教職員の指揮監督に一層努めるよう指導を徹底していただきたい。

公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則（抄）

第3章 服務

（職務専念義務及び忠実義務）

第33条 教職員は、公立大学法人の業務の公共性を自覚し、誠実に職務に専念しなければならない。

2 教職員は、忠実に職務を遂行し、本法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

（服務心得）

第34条 教職員は、法令、この規則及び本法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

（信用失墜行為等の禁止）

第35条 教職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること
- (2) 本法人の秩序及び規律を乱すこと

（守秘義務）

第36条 教職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（本法人の教職員の地位）

第37条 本法人の教職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第38条 教員は、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。

（妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントの防止）

第39条 教職員は、次の各号に掲げる妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する行為を行ってはならず、これの防止に努めなければならない。

- (1) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- (2) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用を阻害すること
- (3) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等を行うこと
- (4) 妊娠及び出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- (5) 妊娠及び出産等したことに対する嫌がらせ等を行うこと
- (6) 性的要求に対する服従又は拒否を理由に、就業上、利益又は不利益を与え、又はそれを示唆すること
- (7) 相手が望まないにもかかわらず、性的な言動を行い、又は相手にそれを求めること
- (8) 言動や掲示等により、性的不快の念を抱かせるような環境をつくること
- (9) 固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うこと
- (10) 部下に対して前9号の行為が行われている事実を認めながら上司が黙認すること

（兼業）

第 40 条 教職員が兼業を行おうとする場合は、公立大学法人大阪市立大学教職員兼業規程により許可を得なければならない。

(遅刻、早退及び外出)

第 41 条 教職員が、やむを得ない事由により遅刻又は早退をし、又は勤務時間中にやむを得ない事由により外出するときは、その理由及び時刻を明らかにして上司に申し出てその承認を受けなければならない。

(欠勤)

第 42 条 教職員は、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び期間を明らかにして上司に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 上司が求めるときは、欠勤の事由を証する書類を提出しなければならない。

(旧姓の使用)

第 43 条 教職員は、所定の手続きを経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

第 7 章 懲戒等

(懲戒の事由)

第 48 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき

2 管理監督者の指導の怠慢又は管理不行届により、管理監督下にある教職員に前項の懲戒に該当する行為があったときは、当該管理監督者についても懲戒に処することがある。

(懲戒の種類)

第 49 条 懲戒の種類及び程度は次のとおりとする。

- (1) 戒告 その責任を指摘し、将来を戒める。
- (2) 減給 1 回の額が平均賃金の 1 日分の 2 分の 1 を超えず、総額が 1 賃金支払期における賃金の総額の 10 分の 1 を超えない範囲で給与を減額する。

(3) 停職 1 日以上 1 年を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(4) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

(懲戒の手続)

第 50 条 懲戒の手続については、公立大学法人大阪市立大学教職員懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

第 51 条 第 49 条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

(損害賠償)

第 52 条 教職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、第 49 条の懲戒処分又は前条の訓告等とは別に、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(参考)

平成 30 年 12 月 27 日

大阪科学・大学記者クラブ 御中
(同時提供先：大阪市政記者クラブ)

公立大学法人大阪市立大学

大阪市立大学教員の懲戒処分の公表について

この度、平成 30 年 12 月 27 日に、下記のとおり当事者等に対し処分を行いましたので公表します。

記

1.被処分者

本学教授 (61 歳)

2.処分内容

停職 3 月

3.根拠規程

公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則第 48 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号に規定する懲戒事由に該当する。

4. 処分発令日

平成 30 年 12 月 27 日

5.処分事由概要

平成 23 年度から平成 30 年度までの間において、本学教授によるハラスメントに該当すると認められるさまざまな事実が確認された。

6.事案の概要

(事実概要)

本学のハラスメント特別調査委員会は、本学の学生や教職員ら複数人からの申し立てを受け、申立人ら、被申立人、及び関係者等に対し、合計 19 名、のべ 22 回にわたり、ヒアリングを行う等、平成 30 年 4 月 17 日から同年 11 月 19 日まで調査を行い、平成 23 年度から平成 30 年度までの間の以下の事実を認定した。

[1] セクシュアル・ハラスメントについて

- ・上下関係・教授の優位性のもと、セクシュアル・ハラスメントやそれに類する言動が繰り返され、申立人らにおいて精神的苦痛を感じていた。
- ・特に平成 28 年度以降につき、上下関係・教授の優位性が認められる申立人らに対し、太ももに手を置く、ハグする、手を握る、脇のにおいをかごうとする、キスをするそぶりをする等した。

[2] その他のハラスメント行為について

- ・特定の学生に対し、不適切な言動・指導等を繰り返しており、同人らは精神的苦痛を受け、同人らの学業・研究活動の遂行に大きな支障が生じ、あるいはその生じるおそれが存していた。
- ・学生等に対し、複数回、学部学生に対する講義や試験監督の代行を指示し、実際にこれを行わせていた。

7.再発防止に向けた対応

高い倫理性が求められる教員でありながら、このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けた関係者の皆様に対しご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を受け、全教職員に対し、改めて服務規律の確保について周知の徹底を図ります。また、管理監督者に対しても所属教職員への指導を徹底するとともに、ハラスメント等についての啓発を強化してまいります。

8.情報公開の例外について

本処分の公表に際しては、「公立大学法人大阪市立大学における懲戒処分の公表基準（平成 27 年 4 月 1 日施行）」に基づき、申立人からの強い希望があったため、申立人個人が特定され得る情報の公開は差し控えております。

9.添付資料

大阪市立大学教職員就業規則第 48 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号

〈本件の問い合わせ先〉

公立大学法人大阪市立大学

法人運営本部人事課 はじやけ なかきた 羽者家・中北（TEL：06-6605-2007）

<参考>

公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則（抄）

（懲戒の事由）

第 48 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき